

## タイのポーランド製鉄鋼に対するアンチダンピング措置

(パネル報告 WT/DS122/R, 提出日:2000年9月28日 採択日:2001年4月5日)

(上級委員会報告 WT/DS122/AB/R, 提出日:2001年3月12日 採択日:2001年4月5日)

福永有夏

### I. 事実の概要

1996年6月21日、タイの唯一のH型鋼生産者であるSYS (Siam Yamato Steel Co. Ltd.、ヤマモトスチール) が、ポーランドからのH型鋼輸入に対し、AD税の賦課を求める申請を行った。1996年7月17日、ポーランド政府はタイDBE (the Department of Business Economics) と協議を行った。

1996年8月30日、DBEはAD調査開始の公告を出し、そのコピーをバンコクのポーランド大使館及びポーランド企業に送付した。DFT (the Department of Foreign Trade) 及びDIT (the Department of International Trade) はAD調査期間を1995年7月1日から1996年6月30日までとし、またDITは1994年から1996年についても一部情報収集を行った。

1996年11月14日、タイは、ポーランドからのAD協定17. 2条に基づく協議要請 (1996年10月18日) に対し、書面により、1996年7月17日の協議はAD協定5. 5条に基づくポーランド政府への公式の通知である、との見解を表明した。

1996年12月27日、タイは暫定的AD税を賦課し、その旨の公告を出した。1997年1月20日、ダンピング及び損害についての仮決定と、暫定的AD税賦課に関する通知を、対象となったポーランド企業、HK (Huta Katowice) 及びStalexport に送付した。

対象ポーランド企業の求めに応じ、DFTは、1997年2月20日及び27日に仮決定に関する情報を当該企業に送付し、1997年3月13日に、ヒアリングを行った。

1997年5月1日、DFTは、対象ポーランド企業及びポーランド政府に、最終決定案のコピーを送付した。DFTは、1997年5月26日、ポーランドからのH型鋼

に対して確定的AD税を賦課する旨の公告を、1997年5月30日、ダンピング及び損害についての最終決定に関する公告を出した。

## II. WTOにおける経緯

1998年 4月 6日 ポーランドによる協議要請

1999年10月13日 ポーランドによるパネル設置要請

1999年11月19日 パネル設置

2000年 9月28日 パネル報告

2001年 3月12日 上級委員会報告

2001年 4月 5日 パネル報告・上級委員会報告採択

※パネリストは、ジャクソン教授(Professor John H. Jackson、議長)、アゼベド氏(Mr. Roberto Acevedo)、ゴティエ氏(Mr. Gilles Gauthier)。

※EC、日本、米国が第三国として参加。

## III. パネル報告の要旨

### 1. 先決問題

#### (1) DSU 6. 2条

##### i. 争点

ポーランドのパネル設置要請は、アンチダンピング（以下AD）協定の条文のサブパラグラフを特定していなかったため、これが紛争解決了解（以下DSU）6. 2条の要件を満たしているか否かが争われた。

##### ii. パネルの認定

問題となっている協定条文の性質やさまざまな付帯状況に照らしつつ、また被申立国が当該パネル設置要請によりパネル手続の中で不利益を被ったか否かを考慮しつつ、DSU 6. 2条との整合性を審査する(7.14)。

AD協定5条に係る申立について、AD協定5条のサブパラグラフのいくつかは、本件に適用されないことが論理必然的に明らかである(7.21)。また、タイ政府はAD調査を行っている時点でAD協定5. 2条、5. 3条、5. 5条に関して争いがあることを認識していた(7.22)。さらに、タイはAD協定5条について当該パネル設置要請により不利益を被ったことを立証していない(7.24)。ポーランドの第1回

サブミッションからも、AD協定5. 2、5. 3、5. 4条に関するポーランドの一貫した主張が明らかである(7.25)。

AD協定6条に係る申立について、タイはAD協定6条の特定のサブパラグラフに争いがあることを認識しておらず、またポーランドのAD協定6条に関する主張は、第1回サブミッションにおいても明確でなかった(7.28)。さらに、タイはAD協定6条違反について当該パネル設置要請により不利益を被った(7.29)。

1994年のGATTに関する独立した申立はなされていないので、これについては審査しない(7.33)。

AD協定2条、3条に係る申立について、タイはAD調査時からAD協定2. 2条に関してポーランドとの間に争いがあることを認識していた(7.35)。パネル設置要請中のポーランドの見解から、ポーランドの申立がAD協定3. 1、3. 2、3. 4、3. 5条に関するものであることを特定することができる(7.36)。タイはAD協定2条、3条について、当該パネル設置要請により不利益を被っていない(7.37)。

以上より、AD協定2、3、5条についてはDSU6. 2条の要件を満たしていると認める一方、AD協定6条についてはDSU6. 2条の要件を満たしていないためAD協定6条に係る申立は審査しない(7.47)。

## 2. 立証責任及び審査基準

### (1) AD協定17. 5条、17. 6条

#### i. パネルの認定

まずポーランドがAD協定及び1994年のGATT違反についての一応の証明、ポーランドがその立証責任を果たした後は、タイがこれに対して反証する責任を有する(7.49)。

AD17. 6(i)条に関して、事実の認定が適切であったか、②事実の認定が適切ならば、公平かつ客観的な調査当局が、タイ調査当局の用いた証拠でもって、ダンピング、損害、因果関係を認定し得たかを審査する(7.51)。調査当局による認定は、非公開記録と公開記録との双方において適切に行われていなくてはならない(7.52)。またAD17. 6条(ii)にも配慮する(7.54)。

### 3. AD協定5条に関する主張

#### (1) AD協定5. 2条、5. 3条

##### i. 争点

SYSのAD申請は5. 2条柱書きに規定されるデータを含んでいたか、また、不十分な申請に基づきタイ調査当局がAD調査を開始したことがAD協定5. 3条に違反したかが争われた。

##### ii. パネルの認定

タイ調査当局の標準フォームを使用したSYSによるAD申請は、損害認定や因果関係の認定に関するさまざまなデータや説明を含んでいる(7.69-7.71)。AD申請は関連データを挙げるのみで十分であり、データの説明や分析を行わなくとも良い(7.77)。したがって、SYSのAD申請はAD協定5. 2条に違反しない(7.78)。

ポーランドのAD協定5. 3条に関する主張は、タイのAD協定5. 2条違反のみを根拠としているため、AD協定5. 3条違反も認められない(7.79)。

#### (2) AD協定5. 5条

##### i. 争点

1996年7月17日に行われた政府間協議が、AD協定5. 5条の輸出国政府への通知要件を満たしているか否かについて争われていた。

##### ii. パネルの認定

AD協定5. 5条によれば、輸入国政府はAD申請を受けた後調査の開始前に輸出国政府に通知しなくてはならないが、本件においてタイはこの要件を満たしている(7.86-87)。

AD協定5. 5条は通知の形式を特定していないが、政府間協議を十分に文書化すれば同条の要件を満たすと解され、本件においてはこの要件を満たしている(7.89-7.90)。

AD協定5. 5条は通知の内容を特定していないが、AD申請書の受領という事実が伝えられていれば同条の要件を満たすと考えられ、1996年7月17日の政府間協議はこの要件を満たしている(7.92)。

以上より、タイによるAD申請受領に関するポーランドへの通知はAD協定5. 5条に違反していない(7.94)。

#### 4. AD協定2条に関する主張

##### (1) D協定 ii. 2. 2条(i)

###### i. 争点

タイは、AD協定2. 2. 2条(i)に基づき利潤額を決定する際、H型鋼のみの生産及び販売に基づいて決定した。これに対してポーランドは、同一のHS分類に含まれる他の鉄鋼製品など、H型鋼以外のより広いカテゴリーの産品をも含めて利潤額を決定すべきだったと主張した。ポーランドはまた、タイの利潤額の決定はAD協定2. 2. 2条の妥当性要件を満たしていないとも主張した。

###### ii. パネルの認定

AD協定2. 2. 2(i)条自体の文言は、「同じ一般的部類に属する産品」の範囲について詳細な指針を規定していないが、AD協定2. 2. 2条柱書き及びその全体構造、AD協定3. 6条といった文脈から、AD協定2. 2. 2(i)条は、通常の商取引における同種の産品により近いカテゴリーを用いることを意図していると考えられるため、「同じ一般的部類に属する産品」をより狭く解釈すべきである(7.111-7.114)。HS分類を基礎とすることを求めるポーランドの主張には根拠がない(7.116)。より同種の産品に近いカテゴリーであるH型鋼を「同じ一般的部類に属する産品」としたタイの調査は、AD協定2. 2. 2(i)条に違反していない(7.117-7.118)。

また、AD協定2. 2. 2条は、AD協定2. 2条の妥当性要件を満たすための具体的な方法を明らかにしていると解される(7.122)。AD協定2. 2. 2条の文言からは、(i)から(iii)に規定された計算方法で算出された利潤額が、AD協定2. 2条の妥当性要件をも満たさなくてはならないとは解されない(7.123-7.124)。AD協定2. 2. 2(i)条に基づき実際のデータを用いて特定の方法で利潤額を決定すれば妥当ではない結果が出るとは考えられず、またポーランドは本件でタイの決定した利潤額が妥当ではなかったと立証していない(7.125-7.126)。以上より、タイがAD協定2. 2. 2(i)条に基づき適切に決定した利潤額について、別個にAD協定2. 2条の妥当性要件を満たす必要はない(7.128)。

## 5. AD協定3条に関する主張

### (1) AD協定3. 1条

#### i. 争点

ポーランドは、タイが損害認定に用いた証拠には矛盾があり（公開記録の中の矛盾、及び、公開記録と非公開記録との矛盾）、またタイの損害認定は証拠に基づく適切なものではなく、AD協定3. 1条に違反していると主張した。

#### ii. パネルの認定

AD協定3. 1条によれば、パネルの損害認定に関する審査は、ポーランド企業がAD調査中もしくは最終決定時にアクセスしえた文書に反映されている根拠や分析のほか、これらの書類から認識しうる事実関係を基礎として行わなくてはならない(7.144)。また、AD協定17. 6条(i)に基づき事実認定の適切さを審査するためには、認定の根拠とされた事実関係がAD調査中や最終決定時に利害関係者もしくはその代理人により利用可能であった文書から認識可能であったか、これらの文書が実際に基礎となったデータを反映しているかを審査しなくてはならない。さらに、AD協定17. 6条(i)に基づき事実認定の公平さや客観性を判断するためには、公開された事実関係と認定との関係を確認するべく上記文書に含まれる分析や根拠を審査しなくてはならない(7.145)。以上のパネルの見解は、加盟国はDSU 3. 7条に基づきWTO紛争処理手続の利用が有益か否かを判断するためには、AD調査に関連する情報にアクセスする必要がある(7.149)、AD協定6. 2条によればすべての利害関係者はAD調査において自己の利益を擁護する機会を十分に与えられなくてはならない(7.150)、AD協定12条によれば利害関係者に対して最終決定に関する情報へのアクセスを認めなくてはならない(7.151)、といった事情からも支持される。

本件において、ポーランド企業がAD最終決定時にアクセスし得なかった文書の一部は、パネルはこれを証拠として考慮しない(7.147)。

### (2) AD協定3. 2条第1文

#### i. 争点

タイの、ダンピング輸入量の著しい増加に関する考慮・認定が、AD協定3. 2条に違反するか否かが争われた。

ii. パネルの認定

AD協定3. 2条は、ダンピング輸入量の著しい増加を考慮することを義務付けているのみで、これを認定することは義務付けていない(7.161)。タイはダンピング輸入が継続的に増加していることを的確に認定しており、このような認定をすることにより著しい増加を考慮したといえる(7.166, 7.170)。

(3) AD協定3. 2条第2文

i. 争点

タイの、ダンピング輸入の国内市場価格に与える「著しい」影響に関する認定・考慮が、AD協定3. 2条に違反するか否かが争われた。

ii. パネルの認定

AD協定3. 2条は、ダンピング輸入の国内市場価格に与える影響についても、ダンピング輸入量の増加と同様に、著しい影響について認定することを義務付けていない(7.179)。

一方、タイの公開記録の中の価格データには誤りがあり、本件に係る事実関係についてポーランドの混乱を招いた(7.186-7.192)。さらに、パネル審査の対象である利害関係者がアクセスしえた公開記録は、ポーランドからのダンピング輸入に対処するためSYSが価格を引き下げたということを証明していない(7.199, 7.202)。非公開記録をも審査の対象とすればタイの損害認定はAD協定に違反していないという結論となった可能性は否定できないものの、AD協定3. 2条をAD協定3. 1条とあわせて解釈すれば、利害関係者がアクセスできなかった非公開文書を考慮することはできない(7.210-7.212)。

以上より、タイはAD協定3. 2条第2文およびAD協定3. 1条に違反している(7.214)。

(4) AD協定3. 4条

i. 争点

タイの損害認定が、AD協定3. 4条に違反しているか否かが争われた。

ii. パネルの認定

AD協定3.4条は「…という要因を含む」「すべての経済的な要因及び指標」を考慮しなくてはならないと規定しており、「例えば（…という要因）」と規定していた東京ラウンドADコードとは異なり、当該規定に列挙された要因は義務的リストとしてすべてこれを評価しなくてはならない(7.224-7.225, 7.22-7.231)。

しかしながら、AD協定3.1条の下パネルが審査対象としうる公開記録においては、ダンピング・マージン、賃金に及ぼす現実的・潜在的悪影響、資本増加や投資に及ぼす現実的・潜在的悪影響について十分な評価がなされていない(7.236, 7.242-7.243)。また、パネル審査の対象としうる公開記録のデータはタイの国内産業の状況が好転していることを示しており、このような好況にもかかわらずなぜ損害が認められるかについてタイは説得的な理由を示していない(7.249-7.255)。

以上より、タイはAD協定3.4条および3.1条に違反している。

(5) AD協定3.5条

i. 争点

タイの因果関係に関する認定が、AD協定3.5条に違反しているか否かが争われていた。

ii. パネルの認定

タイはダンピング輸入の価格市場価格への影響を基礎として損害とダンピング輸入との因果関係を認定しているが、パネルはすでにタイがAD協定3.2条第2文、AD協定3.4条、AD協定3.1条に違反したと結論していることから、因果関係の認定についてもAD協定3.5条に違反しているものと結論する(7.264-266)。

タイがダンピング輸入以外の要因が損害の原因となった可能性について考慮したか否かについて、AD協定3.5条は因果関係に関連を有すると思われる要因を例示列挙しているのであり、これらの要因をすべて調査する必要はない(7.275)。またタイは、調査当局が認知していた要因や利害関係者が指摘した要因は、これをすべて考慮したうえで因果関係を認定している(7.277, 7.282)。

したがって、タイはAD協定3.5条に違反していない。

## 6. パネルの結論及び勧告

以上より、タイのAD調査、とりわけ損害および因果関係認定は、AD協定3.2条第2文、AD協定3.4条、AD協定3.5条、3.1条に違反しており、これによりポーランドのAD協定上の利益が無効化または侵害されたたと結論する。

DSB（紛争解決機関）がタイに違反措置をAD協定と適合させるよう求めることを勧告する。

## IV. 上級委員会報告の要旨

### 1. 先決問題

本件上訴について、米国の産業組合である、CITAC (Consuming Industries Trade Action Coalition) はアミカス・キュリエ (*amicus curiae*) を上級委員会に送付し、またそのコピーを当事国及び参加第三国に送付していた(62)。CITACの顧問弁護士事務所が本件におけるポーランドが依頼している弁護士事務所と同じであり、CITACのアミカス・キュリエにはCITACがタイの上訴委員会に対するサブミッションの内容を知っていたことを示す一節があったことから、タイは、上級委員会手続の秘密保持に関するDSU17.10条及び18.2条違反を主張し、上級委員会が適切な処置をとることを求めていた(64-67)。

ポーランドは、上級委員会からの書簡に対し、ポーランド政府や弁護士事務所がCITACにタイのサブミッションを公開したという証拠はないものの、当該事務所の提案により当該事務所は手続から離脱する、と答えた(71-72)。参加第三国からもサブミッション漏洩の事実があったとの回答はなかった(73)。

上級委員会は、CITACからのアミカス・キュリエを考慮に入れないと決定した(74)。

### 2. DSU6.2条

#### (1) 争点 (タイの上訴)

ポーランドのAD協定2、3、5条に関するパネル設置要請は、DSU6.2条の要件を満たしているか。

## (2) 上級委員会の認定

AD協定3条に係るパネル設置要請は、AD協定3条の具体的なサブパラグラフを挙げていないが、AD協定3.1条の文言を引用し、また、AD協定3条に列举された要因に言及している(90)。AD協定2条に係るパネル設置要請が不十分であった背景には、ポーランドがパネル設置要請までに十分な非公開情報を入手できなかったという事情がある(91)。AD協定5条にかかるパネル設置要請について、密接に関連した義務を規定しているというAD協定5条の性格から、AD協定5条の「手続的要件」と言及することでDSU6.2条の要件を満たしうる(93)。ただ、パネルがAD調査過程で争点が特定されていたことを認定の根拠にしたことは、AD調査での争点とWTO紛争処理手続きでの争点とが異なる可能性があることを考慮すれば、妥当ではない(94)。タイがポーランドの不十分なパネル設置要請によって不利益を受けたとは認められない(95)。

したがって、ポーランドのAD協定2条、3条、5条に係るパネル設置要請がDSU6.2条の要件を満たしていたとするパネルの認定を支持する(96)。

## 3. AD協定3.1、17.6条

### (1) 争点 (タイの上訴)

パネルが、AD協定3.1条、17.6条に基づき、利害関係者がアクセスしえた証拠のみをパネル審査の対象としたことは妥当な審査であったか。

### (2) 上級委員会の認定

AD協定3.1条の通常の意味からは、調査当局が当事者に公開されたか当事者が認識可能な証拠にのみ基づいて損害認定を行うことを義務付けられている、とは解されない(107)。証拠に関してはAD協定3.7条、5.2条、5.3条、6.2条、6.9条に規定があり、AD協定3.1条という実体規定に証拠に関する義務を読み込むことは妥当ではない(108-109)。また、手続的枠組みや適正手続に関しては12条が規定しており、実体規定であるAD協定3.1条に手続的義務を読み込むことは妥当ではない(110)。したがって、AD協定3.1条は調査当局がすべての関連事実に基づいて損害認定をすることを認めていると結論する(111)。

AD協定17.5条や17.6条は、パネルの審査権限についての規定であり、加盟国に義務を課すAD協定3.1条とは別個のものである(114)。AD協定17.5条やAD協定17.6条は、非公開情報を排除しているとはいえない(115-117)。

以上より、パネルのAD協定3.1条および17.6条の解釈は妥当ではないと結論する(119)。しかし、タイはAD協定3.2、3.4、3.5条に関するパネル決定に対しては上訴しておらず、上級委員会はこれらの規定に関するパネル決定は審査しない(120)。

#### 4. AD協定3.4条

##### (1) 争点 (タイの上訴)

AD協定3.4条に列挙されている要因をすべて考慮しなくても良い、とするタイの解釈は、AD協定17.6(ii)条の許容される解釈か。

##### (2) 上級委員会の認定

パネルは、国際法上の慣習的規則に基づいて、AD協定3.4条の列挙する要因が義務的リストであり、それ以外の解釈が許容される余地はないと的確に結論している。

#### 5. 立証責任及び審査基準

##### (1) 争点 (タイの上訴)

パネルの審査および認定には手続的問題(ポーランドが立証責任を果たしたかについて明示的に言及していない、当事国の議論が不明確な点について当事国に質問することにより権限を逸脱した、パネルの審査はAD協定17.6(i)条の制限を越えている)があるか。

##### (2) 上級委員会の認定

パネルは立証責任が果たされたことを、個々の主張ごとに明示的に行う必要はない(134)。パネルは当事国の申立に関連する質問をすることが認められている(136)。パネルのAD協定3.1条に関する審査は、AD協定17.6(i)条に適合している(137)。

以上より、パネルの審査および認定には手続的問題はない。

## 6. 上級委員会の結論

以上より、ポーランドのAD協定2、3、5条に関するパネル設置要請についてのパネル決定を支持する。AD協定3.1条およびAD協定17.6(i)条によればパネル審査の対象となる証拠は限られるとしたパネルの解釈を破棄する。AD協定3.4条が列挙した諸要因が義務的なリストであるとするパネルの解釈を支持する。パネルの立証責任およびAD協定17.6(i)条の適用は妥当であった。

DSB（紛争解決機関）がタイに違反措置をAD協定と適合させるよう求めることを勧告する。

## V. その後の経過

タイ調査当局は損害の再調査を行い、ポーランドのダンピング輸入による実質的損害があったとの結論を下した。2001年10月17日、タイはこの結論に基づき、ポーランドのH型鉄鋼に対するアンチダンピング措置を維持すると発表した。

## VI. 解説

本件はアンチダンピングに関する案件であるが、アンチダンピングの実体的な問題以上に、WTO紛争処理制度の手続的側面に関する問題提起をしたパネルおよび上級委員会報告であったといえる。以下では、このような手続的側面に絞って解説を行う。

### 1. パネル設置要請の明確性

本件のパネル設置要請において、ポーランドは、AD協定2、3、5、6条に関する申立を行ったが、各条の具体的なサブパラグラフを特定していなかった。これについてパネルは、AD協定2、3、5条に関する申立については、これらがデュー・プロセスを規定するDSU6.2条の要件を満たしていることを認めた。上級委員会は、異なる理由ではあるが、このパネルの認定を支持した。他方、AD協定6条に関する申立については、パネルはDSU6.2条の要件を満たしていないと結論した。AD協定6条申立についてのパネル認定は上訴されなかったため、この点について上級委員会は認定を行っていない。

以上のような、AD協定2、3、5条に関する申立と、AD協定6条に関する申立の扱いの違いにはどのような背景があったか。またその扱いの違いは妥当であったか。

まず、上級委員会は次のような根拠に基づいて、AD協定2、3、5条に関する申立がDSU6.2条の要件を満たしていると認定した。

- ・AD協定3条に関する申立：具体的なサブパラグラフは特定されていないものの、各サブパラグラフの文言が引用されている。
- ・AD協定2条に関する申立：申立の基礎となるべき秘密情報が、ポーランドの公開請求にもかかわらず、タイから提供されなかった。
- ・AD協定5条に関する申立：各サブパラグラフが相互に密接に関連している。

上級委員会の上記認定は、DSU6.2条の要件について緩やかに適用してきたこれまでの先例を踏襲するものである<sup>ii</sup>。

他方、AD協定6条に関する申立について、上級委員会は認定を行っていないが、パネルは次のような根拠に基づきDSU6.2条の要件を満たしていないと認定した。

- ①AD協定6条は手続や証拠に関する多数の義務を規定している。
- ②タイは、AD協定6条のどのサブパラグラフが問題となっているかを特定しえなかった。
- ③AD協定6条に関する申立が十分に明確にされなかったことによって、タイは不利益を被った。

①、②について、本件パネルは、パネル設置要請に具体的なサブパラグラフが明記されていなくとも付帯状況などから被申立国は具体的なサブパラグラフを特定しえたか否か、を問題としていた。このようなパネルの見解に基づけば、本件におけるAD協定6条に関する申立についてのパネル認定は妥当であったかもしれない。しかしながら上級委員会は、明示的には述べていないものの、DSU6.2条の審査のあり方についてパネルと異なる見解を有しているように推測される。すなわち、上級委員会のこれまでのDSU6.2条審査は、サブパラグラフが黙示的にでも特定されているか否かにかかわらず、ある条文に関する申立のあり方がその条文の性質に照らして妥当かどうかという、より柔軟な基準を採用していると考えられる。

このような見解が特に明確に現れているのは、上級委員会の本件のAD協定5条に関する申立の審査である。上級委員会は、AD協定5条の各サブパラグラフが相互に関連しているという性格に注目し、「AD協定5条の『手続的要件』」と述べるのみでDSU6.2条の要件を満たしうるとした。この認定において、被申立国がAD協定5条の具体的なサブパラグラフを特定しうるか否かということは問題となっていな

い。このような上級委員会の見解によれば、パネルの①および②の見解はDSU 6. 2条に関する認定の根拠としては、説得力を欠くといわざるを得ない。また、AD協定6条の各サブパラグラフも、AD協定5条の各サブパラグラフと同様、AD調査手続に関する相互に関連した義務を規定していることを考慮すると、上級委員会の見解によればAD協定6条に関する申立もDSU 6. 2条の要件を満たしていたのではないかと推測される。

では、パネルの認定③は、AD協定6条に関する申立がDSU 6. 2条の要件を満たしていないことについての説得的な根拠となっているか。パネル設置要請の不十分さによって被申立国もしくは第三国が不利益を被ったか否かは、上級委員会によるDSU 6. 2条審査においても考慮要素のひとつされている<sup>iii</sup>。しかし、本件においてはタイが不利益を被ったことについての根拠が十分にあったとは考えにくい。とくに本件パネルは、タイが不利益を被ったとみなしうる理由として、ポーランドの第1回サブミッションによってもAD協定6条に関する申立が明らかにならなかったことを強調しているが、第1回サブミッションに照らしてDSU 6. 2条要件を審査することの妥当性は疑わしい<sup>iv</sup>。

以上のように、本件パネルのAD協定6条に関する申立についてのDSU 6. 2条審査の妥当性は、最精査する必要があるように思われる。

## 2. パネル審査の対象とすべき証拠

AD協定3. 1条の事実認定に関する審査基準について、本件パネルは審査の基礎となる事実関係を当事者に公開されているか当事者が認識可能な証拠に限定したが、上級委員会は審査の基礎となるべき証拠を限定する根拠はないとした。

確かに上級委員会が述べているように、AD協定3. 1条がパネル審査の対象となりうる証拠を限定していると解釈することは難しい。他方、上級委員会の解釈に基づけば、AD調査時には明らかにされなかった証拠もパネル審査で用いられうることになり、デュー・プロセスの観点からは問題があるように思われる。そこで注目すべきは、証拠に関するAD協定6条である。上級委員会も、タイの調査がAD協定6条に違反していた可能性を否定していない。

具体的には、AD協定6. 2条が、AD調査においてすべての利害関係者は自己の利益の擁護のための機会を十分に与えられなければならないと規定している。また、

AD協定6.9条は、すべての利害関係者は最終決定の基礎として考慮された重要な事実を通知されなくてはならないと規定する。これらの規定により、調査当局が利害関係者に十分な情報を公表しなかったことを、パネル審査の中で問題とすることができる。

しかし、本件のように公開情報と秘密情報との間に矛盾がある場合、とりわけ公開情報に誤りがあった場合は、これにAD協定6条で対処しうるか疑問がある。このような場合、一応の情報公開はなされているので、申立国はパネル設置要請時にはAD協定6条の問題を争う必要を感じず、むしろ公開された情報に基づきAD協定の2条や3条といった実体的問題を争うことを選択するであろう。ここで、パネル手続の過程で被申立国が秘密情報を公開し、公開情報に誤りがあると認めたとする。このとき、DSU6.2条の問題もあり、申立国はもはやAD協定6条の問題を提起することはできない。またこのようにときに、公開情報を修正した秘密情報をも考慮してパネル審査が行われれば、申立国が公開情報に基づいて申立を行ったAD協定の2条や3条などの実体的義務違反は認定されないかもしれない。本件はまさにこのような事件であったと考えられるが、パネル手続の過程で提出された秘密情報をも考慮してパネル審査が行われたことは、デュー・プロセスの観点からは問題があったのではないかと思われる。

この点本件パネル報告では、AD協定3.1条という実体規定に手続的要請を読み込みつつ解釈したという点で、デュー・プロセスの観点からはより望ましい結果を導いたといえる。ただ、協定解釈のあるべき姿という意味でのパネル報告の妥当性にはやはり疑問が残る。パネル審査での証拠の扱いについて、より詳細な規則を策定するなどの解決策が望まれよう。

### 3. 代理人の義務

本件では、上級委員会への上訴の過程で情報（上級委員会へのサブミッション）の漏洩が問題となった。上級委員会はこの問題に対し、漏洩したと思われるサブミッションに基づき作成されたアミカス・キュリエを考慮しないという対処方法をとった。またこれに関連して、第三国参加していた米国から、紛争処理手続の情報公開のあり方について、より一般的な問題提起もなされた。今後も、このような情報公開のあり方や規制について、規則を整備する必要性が高まっていくと考えられる。

## 【参考文献】

DAVID PALMETER AND PETROS MAVROIDIS, DISPUTE SETTLEMENT IN THE WORLD TRADE ORGANIZATION (1999)

ERNST-ULRICH PETERSMANN, INTERNATIONAL TRADE LAW AND THE GATT/WTO DISPUTE SETTLEMENT SYSTEM (11 Studies in Transnational Economic Law, 1997)

FRIEDL WEISS, IMPROVING WTO DISPUTE SETTLEMENT PROCEDURES: ISSUES & LESSONS FROM THE PRACTICE OF OTHER INTERNATIONAL COURTS & TRIBUNALS (2000)

Peter Lichtenbaum, *Procedural Issues in WTO Dispute Resolution*, 19 MICH. J. INT'L L. 1195

## 【注】

---

<sup>i</sup> Appellate Body Report, Brazil – Measures Affecting Desiccated Coconut, WT/DS22/AB/R, adopted on March 20, 1997, at p.27.

<sup>ii</sup> Appellate Body Report, European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, WT/DS27R/AB/R, at 139-142; Appellate Body Report, Korea – Dairy Safeguard Measure on Imports of Certain Dairy Products, WT/DS98/AB/R, at 123-124.

<sup>iii</sup> Appellate Body Report, *Dairy*, at 127; Appellate Body Report, European Communities – Customs Classification of Certain Computer Equipment, WT/DS62,67,68/AB/R, adopted on June 22, 1998, at 70.

<sup>iv</sup> 上級委員会は、パネル設置要請の十分性はパネル設置要請自体を審査して判断すべきで、サブミッションを考慮すべきではないと述べている。Appellate Body Report, EC – Banana, at 143.